第2回吹田市特別職報酬等審議会資料 《令和元年(2019年)8月7日》

吹田市

第2回審議会 資料目次

No.	項目	ページ
1	特別職報酬審議会に関する国の通知等	1~4
2	本市特別職の給料等の改定理由(昭和57年~平成6年)	5
3	過去の審議会の諮問と答申	7~32
4	本市の財政状況等(過去10年)	33
5	府内各市における特別職の給料減額理由	35~36

特別職報酬等審議会に関する国の通知等

特別職の報酬等について

(昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市(特別区を含む。)については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、 また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。) を設置するものとすること。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとすること。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが 適当であること。

3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから 任命するものとすること。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任 命することは避けること。 特別職の職員の給与について

(昭和 43 年 10 月 17 日自治給第 94 号自治省行政局長通知)

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」(昭和 39 年自治給第 208 号各都道府県知事あて自治事務次官通知)の趣旨に沿って措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいい難いものがあって、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配意し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿って適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

- ー 特別職の職員の給与の内容の明確化について
 - 1 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第 204 条および附則第 6 条の 2 の規定により、各種手 当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性 格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従って、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によって必要とされる給与額の差を充分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事(市長村長)、副知事(助役)および出納長(収入役)(以下「三役」という。)に対して支給するものとすることは、極めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあっては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当(調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当)に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、 従来、一部の地方公共団体にあっては、「一般職の職員の例による」という不明確な規 定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与 の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。) の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当っては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配意すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとすること。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政 規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方 公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職 の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料 はこれを提出し、審議会において充分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなさ れるよう配意すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配意すること。

別記(資料項目)

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前 5 カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民 I 人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況(審議日数)

特別職の報酬等について

(昭和 48 年 12 月 10 日自治給第 77 号自治省行政局公務員部長通知)

特別職の報酬等については、「特別職の報酬等について」(昭和39年自治給第208号各都道府県知事あて自治事務次官通知)及び「特別職の職員の給与について」(昭和43年自治給第94号自治省行政局長通知)の趣旨に沿って措置されてきていることと思料するが、最近、一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

なお、貴管下市(区)町村についても、この通知の趣旨に沿って適切なご指導を願いたい。

本市特別職の給料等の改定理由(昭和57年~平成6年)

(1)市長等特別職

		(参考)市長			
	主な改定理由	給料月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)	
昭和57年(1982年) 4月1日	・前回改定以降の府内各市の動向(他市との均衡) ・行財政規模の拡大	680,000			
昭和60年(1985年) 6月1日	・前回改定以降の府内各市の動向(他市との均衡) ・一般職職員の最高の給料を下回らないこと	760,000	80,000	11.8%	
昭和63年(1988年) 4月1日	・前回改定以降の府内各市の動向(他市との均衡) ・一般職職員の給与改定の状況	830,000	70,000	9.2%	
平成2年(1990年) 4月1日	・一般職職員の給与改定の状況・生計費の動向	920,000	90,000	10.8%	
平成4年(1992年) 4月1日	・前回改定以降の府内各市の動向(他市との均衡)・一般職職員の給与改定の状況	1,010,000	90,000	9.8%	
平成6年(1994年) 4月1日~現在	・前回改定以降の府内各市の動向(他市との均衡) ・一般職職員の給与改定の状況	1,050,000	40,000	4.0%	

(2) 市議会議員

		(参考)議長				
	主な改定理由	報酬月額(円)	改定額 (円)	改定率 (%)		
昭和57年(1982年) 4月1日	・府下各市の人口規模、財政状況等(他市との均衡)・消費者物価及び生計費の動向	500,000				
昭和60年(1985年) 6月1日	・府内各市の今後の動向(他市との均衡)・消費者物価及び生計費の動向	550,000	50,000	10.0%		
昭和63年(1988年) 4月1日	・常勤の特別職の引上げ率との均衡・現行額が府内でも高水準のため最小限度の引上げ(他市との均衡)	570,000	20,000	3.6%		
平成2年(1990年) 4月1日	・常勤の特別職の引上げ率との均衡・府下各市の改定状況(他市との均衡)	630,000	60,000	10.5%		
平成4年(1992年) 4月1日	・常勤の特別職の引上げ率との均衡・府下各市の状況(他市との均衡)	710,000	80,000	12.7%		
平成6年(1994年) 4月1日~現在	・府下各市の状況(他市との均衡)	740,000	30,000	4.2%		



5 吹総人第1083-2号 平成6年2月15日

吹田市長 岸田恒



特別職の報酬等について (諮問)

本市における特別職の報酬等につきましては、平成4年4月1日に改定して以来 2年が経過しようとしておりますので、このたび本市の特別職の報酬等について、 貴審議会に対し、次のとおり諮問するものであります。

記

諮問事項

- 1 市長・助役及び収入役の給料の額
- 2 市議会議員の報酬の額
- 3 改定の時期

吹田市長 岸 田 恒 夫 殿



特別職の報酬等について(答申)

平成6年2月15日付け5吹総人第1083-2号で諮問のあった

- 1. 市長・助役及び収入役の給料の額
- 2. 市議会議員の報酬の額
- 3. 改定の時期

について、本審議会は4回にわたって慎重審議した結果、次のとおり改定されるよう答申します。

記

1. 市長・助役及び収入役の給料の額

市長1,050,000 円助役920,000 円収入役810,000 円

2. 市議会議員の報酬の額

 議
 長
 740,000円

 副
 議
 700,000円

 議
 員
 650,000円

3. 改定の時期

平成6年4月1日

改定理由

長引く経済不況の中、日本社会は新しい困難な局面にありますが、高齢化社会、国際化の進展、高度情報化に向い、市民生活を直接に支える行政を担う地方自治体の責務はますます重大であると言わなければなりません。また、市民生活の多様化が進み、生活意識と価値観も大きく変化する状況において、市民の複雑化する行政需要の動向に的確に対応する行政施策を展開し、文化的な魅力にあふれ、住みやすく、住んでよかったと思える地域社会をつくりあげていくために、一層の創意と努力が強く求められています。

本審議会は、このような著しい状況変化について認識を新たにしました。

前回答申以来、府下においては25市が報酬等を引上げている実態や 現在数市で報酬等について審議している状況、また、最近、いくつかの 都府県で報酬等の引上げ改定答申に対して据え置きを決めたり、諮問そ れ自体を見送る地方自治体もあると報道されているが、それを上回る地 方自治体が引上げ改定を実施している状況なども検討しました。

これらを踏まえ、本審議会は、特別職の報酬等のあり方とその額の基準となるべき指標等について、従来の考え方をあらためて検討し、基本的な視点と原則を再確認しました。また、各委員は、市民各層の代表としての立場を自覚し、昨今の厳しい社会経済情勢の中での市民感情のありようにも十分に留意しつつ、提出された資料に基づき熱心な意見の開陳を行い、厳正な審議を重ね、審議会として改定すべきとの結論に達したものであります。

1. 市長・助役及び収入役の給料の額

常勤の特別職であります市長・助役及び収入役は、市政執行の責任者として、職務が複雑多岐にわたり、また、責任の度合いも高く、拘束される時間も一般職の比ではありません。

このことから、市長等常勤の特別職の給料は一般職より高く位置 づけられるのが望ましく、一般職の職員の最高の給料を下回らない よう十分配慮すべきであると考えるものであります。

以上のことから、市長等特別職の給料は、一般職の職員の給与の 改定を基本に、府下各市の状況なども十分に勘案し、決定いたしま した。

2. 市議会議員の報酬の額

市議会議員は、非常勤の特別職でありますが、行政需要の増大化、 多様化、複雑化する今日、高い識見と専門的知識が求められ、議会 開会中における議員活動に加え、議会閉会中も調査・研究等幅広い 議員活動に努め、市民の代表として住民意識をより一層的確に把握 しなければならないなど、市議会議員の活動の形態は、常勤化の傾 向が強まっています。

とりわけ、議長・副議長にあっては、より常勤に近く、その職責に鑑み、従来どおり一定の格差を設けることが適当であると考えるものであります。

以上のことから、市議会議員の報酬額は、市民の代表として市民の信頼に応えるべく、議員としての職責を十分遂行し得るにふさわしい報酬額に改定すべきであると考え、府下各市の状況なども十分に勘案し、決定いたしました。

3. 改定の時期

改定の時期については、平成6年4月1日に実施するのが適当で あると考えるものであります。

以上

23吹総人第 1079 号 平成 23 年 12 月 8 日 (2011 年)

吹田市特別職報酬等審議会 会長 様

吹田市長 井上 哲也

特別職の給料及び議員報酬の額等について(諮問)

市長等特別職の給料及び市議会議員の議員報酬等のあり方とあるべき水準について、下記のとおり諮問いたします。

記

(諮問事項)

- (1) 市長、副市長、水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員及び教育長 (以下「特別職職員等」という。) に対する給料の額に関する事項
- (2) 議員及び特別職職員等に対する期末手当に関する事項
- (3) 特別職職員等に対する地域手当に関する事項
- (4) 特別職職員等に対する退職手当に関する事項
- (5) 議員に対する議員報酬の額に関する事項
- (6) 議会における会派に対する政務調査費の額に関する事項

平成24年2月14日 (2012年)

吹田市長 井上 哲也 様

> 吹田市特別職報酬等審議会 会 長 帯 野 久 美 子

特別職職員等の給料の額等について(答申)

平成23年12月8日付23吹総人第1079号で諮問のあった「特別職の給料及び議員報酬の額等」のうち、特別職職員等の給料の額等について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答申

1 特別職職員等の給料等

特別職職員等の給料の額等については、下記の額等とすることが適当である。

(1)給料月額

市長	945,	000円
副市長	828,	000円
教育長	729,	000円
水道事業管理者	729,	000円
病院事業管理者	729,	000円
常勤の監査委員	513,	000円

(2) 地域手当の算定方法

現行どおり

給料月額の100分の12

(3) 期末手当の算定方法

現行どおり

(給料+地域手当+役職加算相当分)×支給月数(3.9月)

(4) 退職手当の算定方法

市長 給料月額×在職月数×100分の50 副市長 給料月額×在職月数×100分の36 教育長 給料月額×在職月数×100分の23 水道事業管理者 給料月額×在職月数×100分の23 病院事業管理者 給料月額×在職月数×100分の23 常勤の監査委員 給料月額×在職月数×100分の13

2 改定の考え方と意見

別添「特別職職員等の給料等にかかる改定の考え方と意見」のとおり

特別職職員等の給料等にかかる改定の考え方と意見 (吹田市特別職報酬等審議会)

はじめに

平成23年12月8日、本審議会は、市長から市長等の常勤特別職の給料、地域 手当、期末手当及び退職手当のあり方とあるべき水準について諮問を受けた。

今回の諮問は、給料の額だけでなく地域手当等を含めた常勤特別職の給与体系全体に踏み込んだ内容であり、前回までとは大きく異なっている。

本審議会への諮問は平成6年2月以来、約17年ぶりであり、この間の社会経済情勢や自治体を取り巻く状況が大きく変化したことが審議を複雑なものにした。事務局から今後は2年程度ごとに審議会を開催する方針であると説明を受けたが、本審議会としても定期的な開催が必要であると考える。

諮問事項に対する本審議会の意見は以下のとおりであるので、市長にあっては、 その意見を尊重のうえ、適切に対応することを求めたい。

1. 基本的な考え方

(1) 審議において考慮したこと

本審議会は、市長等の常勤特別職の給料等の額を審議するにあたり、特別職の職務内容や責任の重さ、優れた人材確保の必要性、近隣都市や類似都市における特別職の給料等の額との均衡、一般職の職員給与の状況、さらには、本市の財政状況や日本の社会経済情勢、市民の理解や納得を得られる内容であるか等、様々な角度から議論を行った。

(2) 給料等における「条例本則上の本来額」と「特例減額」の関係

本市を含めた多くの自治体において、特別職の給料等の本来額を据え置いたまま、 市長および市議会の自主的な判断による時限的な減額(以下「特例減額」という。) を行っている状況がある。

本審議会においては、それぞれの特別職の職責に対応した適正な給料等の額(条例本則上の本来額)を答申することが求められていることから、条例本則上の本来額について議論を行った。その際、本市及び他市で実施されている特例減額との比較を含めた幅広い視点で審議を行った。

2. 特別職の給料等を取り巻く状況

(1) これまでの改定経過

本審議会の前回の答申は、前々回の答申から2年経過後の平成6年3月に答申されているが、その内容は、大阪府内各市における特別職の給料の状況や、一般職の職員の給与改定の状況などを総合的に勘案して、市長給料の4万円の引上げ等を答申したものであった。答申に基づいて、市長等の給料は平成6年4月に改定された。その後、本審議会は約17年間開催されておらず、その間に、財政健全化等のための特例減額措置が実施されたことはあるが、条例本則上の本来額については据え置きのまま現在に至っている。

(2) 近隣都市や類似都市における特別職の給料等の状況

本市の市長給料 (1,050,000円) は、政令市を除く大阪府内各市の平均額 (975,000円) と比較して75,000円(約7.1%)高く、類似都市(特例市/人口規模20万人以上)との比較では24,000円(約2.3%)高い状況にある。

(3) 本市一般職の給与の状況

地方公共団体の一般職の給与は、地方公務員法第24条において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されている。これを「均衡の原則」と称し、一般的には国家公務員の給与に準ずることで、地方公務員法の目的が実現されると考えられている。

本市における一般職の給与はこれまで、国における民間給与実態調査で算出した 官民比較に基づく人事院勧告を基本に、毎年改定を実施してきた。そうした意味から、一般職の給与改定は、その時々の経済・雇用等の社会情勢を適切に反映してきたものと言える。

平成23年4月時点の平均給料は、平成6年4月時点と比較して約18,500円(約5.5%)減少している。また、平成24年1月から実施した給料表等の制度改正と、時限的な措置としての特例減額を加味すれば、平成6年4月時点と比較して約31,500円(約9.4%)減少している。なお、平成24年1月時点で特例減額の影響を除くと約14,500円(約4.3%)の減少となる。

(4) 本市の財政状況と行財政改革の取り組み

本市の財政状況については、長引く景気の低迷による市税の落ち込みなどから厳しい状況が続いている。平成6年度以降の赤字地方債発行累計額については、減税補てん債等が約234億円、臨時財政対策債が約246億円、合計では約480億円の発行額となっている。なお、平成22年度末での赤字地方債の未償還残高は約314億円である。

平成6年度以降、財源不足を補てんするため、赤字地方債の発行や財政調整基金の取り崩しを余儀なくされており、赤字地方債等による財源補てんがなければ、赤字となる厳しい状況である。

平成23年度当初予算編成時においても、財政調整基金の取崩しで48億円、臨時 財政対策債の発行で37億円、合計で約85億円の財源不足の補てんを余儀なくされる など、赤字構造が拡大する危機的状況が続いている。

こうした状況の中、本年度からは「行政の維新プロジェクト」のもとで、持続可能な行財政運営を可能とするための財政指標として、平成26年度決算における「経常収支比率95%以下」の達成を目標に、職員数の削減や事務事業の見直し等に取り組むとともに、平成24年1月以降は職員給料の特例減額(部長級12.5%~係員3%)を実施するなど、あらゆる対応策を講じて対応している。しかしながら、現時点では赤字体質の財政構造そのものを抜本的に改善するまでには至っておらず、本市の行財政改革の取り組みは、その途上にあるものと言わざるを得ない。

(5)物価変動の状況

消費者物価指数の推移は、前回改定した平成6年度と平成22年度(直近)の比較では、全国の指数が100.8から99.6に1.2ポイント下がり、大阪市の指数が103.1から99.8に3.3ポイント下がっているため、こうした状況も考慮した。

(6) 大阪府知事の給料の状況

平成6年度以降現在までの間、大阪府知事の給料については、平成16年12月に給料の据え置きと調整手当の廃止が答申されている(平成17年4月に施行)。 平成23年8月には、給料を約9.7%引き下げる答申が出ている。

(7)特例減額の状況

本市における特別職の給料月額(条例本則の本来額)は平成6年4月に改定されてから現在まで据え置かれているが、前述のような本市の財政状況等に鑑み、この

間においても、市長及び市議会の判断による時限的な特例減額が実施されてきた。 現在、市長については、市長の選挙公約に基づき、給料と期末手当の30%減額、 退職手当の50%減額の特例減額措置が実施されている(特例減額期間は平成23年 9月1日~平成27年5月13日)。

副市長等の他の特別職については、現市長の改革姿勢に賛同した各特別職の申し出に基づき、副市長の給料と期末手当の25%減額、退職手当の40%減額等の特例減額の条例案を市長が市議会に提案したが、市議会において否決された後、副市長等の給料と期末手当の8%減額(常勤の監査委員は除く)及び退職手当の100%減額の条例案が議員提案され、可決・成立して施行されている(特例減額期間は平成23年11月1日~平成27年5月13日)。

3. 改定についての考え方と意見

(1) 給料について

「市長」は、市を統括し代表する地位にあり、本市行政の最高責任者である。その職務と責任は、市民生活のあらゆる分野にわたっており極めて重い。また、休日を返上しての勤務状況など、激務を余儀なくされている。複数の委員から、市長の現在の給与は民間企業の社長などの報酬と比較して決して高いものではないという意見もあった。

「副市長」は、市長を補佐する最高の補助機関であり、市長の命を受けて政策・ 企画をつかさどり、職員の事務を監督するほか、法令の定めるところにより市長の 職務を代理する職責にある。他の特別職等については、所管分野において、副市長 に次ぐ高度な職務と重い責任を担っている。

市長等の常勤特別職等の給料については、それぞれの職務内容と責任の対価として相応しいものでなければならず、また、それぞれの職責の違いを踏まえ、適切な差を設ける必要がある。

前回改定以降の社会経済情勢の変化等を総括すると次のとおりである。

- ① 近隣都市・類似都市の市長等の給料月額においては、大きな流れとまでは言 えないまでも、ここ数年、給料等の本来額を減額改定する市が出てきている 状況があり、本市の市長の給料水準は他市をやや上回っている。
- ② 本市の財政状況は、赤字構造が拡大する危機的状況が続く中で、本年度からは、平成26年度決算における「経常収支比率95%以下」の達成を目標指標として、持続可能な行財政運営を目指して行財政改革に取り組んでいる途上にある。
- ③ 一般職の給与の状況は改定率の総率はマイナスとなっていること、また平成 24年1月以降、給料表の改正による給料水準の適正化を実施するとともに、

時限措置ではあるが、役職ごとの特例減額(部長級12.5%~係員3%)を実施しているなどの状況がある。

④ 消費者物価指数についても下落していることなどが挙げられる。

こうした様々な状況を考慮して、市長の給料水準を引き下げる必要があるとの結 論になった。また、副市長等の引下げについては市長に準じた内容とした。

(2) 地域手当について

市長等の地域手当については、地域手当という制度そのものの複雑さに加え、手 当の支給が特別職に馴染むか否か等、様々に意見が出されたが、近隣他市との均衡 や特別職とはいえ常勤職であることなどを考慮すると、現行どおり一般職の給与の 取扱いに準じることが適当であると結論するに至った。

(3) 期末手当について

市長等の期末手当については、近隣他市との均衡や特別職とはいえ常勤職である ことなどを考慮すると、現行どおり一般職の給与の取扱いに準じることが適当であ ると考える。

(4)退職手当について

市長等常勤の特別職等については、任期の定めがあることや、職務内容や責務の 重要性等に鑑み、一般職の職員とは異なる支給水準や支給方法を定めていることは 一定の合理性がある。また、他の比較対象である民間企業の役員の退職慰労金につ いては、公表データが非常に少ないことなどから、その水準を一概に比較できるも のではない。

このことから、市長等常勤の特別職の退職手当の水準については、その職責・性格を同じくする他の地方公共団体との比較において議論せざるを得ないと考える。大阪府内各市や類似都市である特例市においては、ごく一部では退職手当制度自体を廃止している市もあるが、ほとんどの市において、給料月額に在職月数を乗じたうえで、さらに一定の支給割合を乗じて退職手当を算出している。市長の支給割合は、府内各市の平均で100分の45、府内の中核市・特例市の平均で100分の51となっている。

本市の市長の支給割合は100分の58であるが、昭和63年3月に現行制度が創設 されて以来一度も改正されていない。職責と性格を同じくする他の地方公共団体と の比較において、やや高い状況にあるため、引き下げる必要があるとの結論になった。 副市長等の支給割合については、市長に準じた引き下げ内容とした。

(5)特例減額について

本審議会では、本市の特別職の給与水準を、その職務内容と責任の重さに相応しい適切な内容とするよう審議したが、その際に市長等の自主的な特例減額の取組みについては、現在の厳しい社会経済情勢や本市の財政状況に鑑み、高く評価された。

特に市長の特例減額については、市長の選挙公約に基づくものであることから尊重すべきであり、今後、本審議会を2年間隔程度で定期開催するのであれば、次回の答申までの間は、条例本則上の本来額を現在実施中の特例減額後の額に合わせるべきとの意見も複数の委員から出された。

そうした意見も踏まえたうえで、最終的には、市長の政治信条等に関わらず、本 市の市長が担っている職務内容と責任の重さに相応しい給与水準を答申するとい う観点から結論を出した。

一方で、現状の特例減額については、特別職全体で考えると市長の給料月額 (735,000円) と副市長の給料月額 (846,400円) 等の間において逆転現象が生じていることや、退職手当においても、市長と副市長等の減額率が大きく異なっていることなど、常勤特別職の給与体系全体としては、バランスを欠いた状態になっていると言わざるを得ない。今後、特例減額措置を特別職の職務・職責に合わせ、バランスのとれた内容に改善することが必要であると考える。

以上

吹田市特別職報酬等審議会 委員名簿(平成23年度(2011年度))

(敬称略)

<u> </u>	Γ		1	「切入りい声音)
		団 体 名	役 職	氏 名
1	学識経験者	和歌山大学 株式会社インターアクトジャパン	理事·副学長 代表取締役	◎帯野 久美子
2	学識経験者	関西大学大学院会計研究科	教授·経済学博士	○宮本 勝浩
3	医師	社団法人吹田市医師会	副会長	川西 克幸
4	弁護士	きっかわ法律事務所		石原 麗央奈
5	税理士	近畿税理士会 吹田支部		高橋 勝彦
6	商工関係 (商工会議所)	マロニー株式会社	代表取締役社長	河内 幸枝
7	商工関係 (商工会議所)	トップ産業株式会社	取締役会長	松岡 繁二
8	市内企業関係	吹田ヤクルト販売株式会社	取締役名誉会長	髙木 久美子
9	自治会関係	吹田市自治会連合協議会	吹二地区自治会連合 協議会 会長	大野 春治
10	自治会関係	吹田市自治会連合協議会	豊二地区連合自治会 会長	亀谷 拓治
11	労働団体関係	連合大阪吹摂地区協議会	事務局長	田中 宏一
12	労働団体関係	吹田地区労働組合連合会	事務局長	丹羽野 和夫
13	女性関係団体	社団法人大阪エイフボランタリー ネットワーク吹田支部 吹田母子会	会長	西岡 昌佐子

◎印…会長

○印…会長職務代理者

平成24年10月19日 (2012年)

吹田市長 井上 哲也 様

> 吹田市特別職報酬等審議会 会 長 帯 野 久 美 子

議員報酬の額等について(答申)

平成23年12月8日付23吹総人第1079号で諮問のあった「特別職の給料及び議員報酬の額等」のうち、議員報酬の額等について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答申

1 議員報酬の額等

議員報酬の額等については、下記の額等とすることが適当である。

(1) 議員報酬月額

議長666,000円副議長630,000円議員585,000円

(2) 期末手当の算定方法

現行どおり

(議員報酬+役職加算相当分)×支給月数(3.9月)

(3) 政務調査費の額

会派の所属議員1人につき月額66,000円

2 改定の考え方と意見

別添「議員報酬の額等にかかる改定の考え方と意見」のとおり

議員報酬の額等にかかる改定の考え方と意見 (吹田市特別職報酬等審議会)

はじめに

本審議会は、平成23年12月8日に、市長から議員報酬等のあり方とあるべき水準について諮問を受けた。

今回の諮問は、議員報酬の額だけでなく期末手当や政務調査費を含めた議員の報酬体系全体に踏み込んだ内容であり、前回までとは大きく異なっている。

本審議会への諮問は、市長給料等と同様に、平成6年2月以来、約17年ぶりであり、 この間の社会経済情勢や自治体を取り巻く状況は大きく変化している。今後は、市 長給料等と同様に定期的な審議会の開催が必要であると考える。

諮問事項に対する本審議会の意見は以下のとおりであるので、市長にあっては、 その意見を尊重のうえ、適切に対応することを求めたい。

1. 基本的な考え方

本審議会は、議員報酬等の額を審議するにあたり、議員の職務内容や責任の重さ、優れた人材確保の必要性、近隣都市や類似都市における議員報酬等の額との均衡、市長等常勤特別職や一般職の給与の状況、さらには、本市の財政状況や日本の社会経済情勢、諸外国における議員の状況、市民の理解や納得を得られる内容であるか等、様々な角度から議論を行った。

2. 議員報酬等を取り巻く状況

(1) これまでの改定経過

本審議会の前回の答申は、前々回の答申から2年経過後の平成6年3月に答申されているが、その内容は、大阪府内各市における議員報酬の状況や、一般職の職員の給与改定の状況などを総合的に勘案して、議員報酬の月額3万円の引上げを答申したものであった。答申に基づいて、議員報酬は平成6年4月に改定された。

その後、本審議会は約17年間開催されておらず、その間、本市における議員報酬の額は現在まで据え置かれている。なお、期末手当と政務調査費については、今回初めて諮問された。

(2) 近隣都市や類似都市における議員報酬の状況

本市の議長、副議長及び議員の報酬は、それぞれ月額で740,000円、700,000円、650,000円であり、議員報酬(650,000円)で見ると、政令市を除く大阪府内各市の平均額(592,516円)と比較して57,484円(約8.8%)高く、類似都市(全国特例市/人口規模20万人以上)との比較では101,830円(約15.7%)高い状況にある。

(3) 近隣都市や類似都市における政務調査費の状況

本市の政務調査費は、議員一人当たり年間1,320,000円(月額110,000円)であり、 政令市を除く大阪府内31市の平均額(758,539円)と比較して561,461円(約42.5%) 高く、類似都市(全国特例市/人口規模20万人以上)との比較では548,050円(約41.5%)高い状況にある。

(4) 近隣都市や類似都市における期末手当の支給状況

本市の期末手当の支給月数は3.9月であり、政令市を除く大阪府内31市の内30市が3.9月若しくは3.95月、類似都市(全国特例市/人口規模20万人以上)では、2.9月から4.4月まで幅広く規定されているが平均3.5月である。

また、本市の役職加算相当分の割合については20%であり、政令市を除く大阪府内31市の内27市が20%、類似都市(全国特例市/人口規模20万人以上)では、15%から45%まで幅広く規定されているが40市の内27市が20%である。

支給月数と役職加算相当分の割合を合わせて比較すると、本市の期末手当は概ね適正な水準にある。

(5) 市長等の常勤特別職の給与の状況

本審議会が平成24年2月14日に市長に答申した「特別職職員等の給料の額等について(答申)」及び「特別職職員等の給料等にかかる改定の考え方と意見」に基づき、市長が、本年3月議会及び5月議会において、市長等常勤特別職の給料の10%減額及び退職手当の約14%減額、並びに副市長等の特例減額の内容を修正する条例案を提案したが、議会で否決された。

なお、市長の給料等については、給料と期末手当の30%減額、退職手当の半減を 内容とする特例減額を実施している。特例減額の期間は、平成23年9月1日から市長 の任期の末日である平成27年5月13日までである。 また、副市長等の特別職についても、給料と期末手当の8%減額、退職手当の不支給を内容とする特例減額を実施している。特例減額の期間は、平成23年11月1日から平成27年5月13日までである。

(6) その他の状況

議員報酬等の検討にあたり考慮すべきその他の状況については、同時に諮問された市長給料等の改定を答申した際に示したとおりであるが、下記のとおり再掲する。なお、市長給料等の答申と、その根拠となるデータの時点を揃えるため、最新データへの置換えはしていない。

ア 本市一般職の給与の状況

地方公共団体の一般職の給与は、地方公務員法第24条において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されている。これを「均衡の原則」と称し、一般的には国家公務員の給与に準ずることで、地方公務員法の目的が実現されると考えられている。

本市における一般職の給与はこれまで、国における民間給与実態調査で算出した官民比較に基づく人事院勧告を基本に、毎年改定を実施してきた。そうした意味から、一般職の給与改定は、その時々の経済・雇用等の社会情勢を適切に反映してきたものと言える。

平成23年4月時点の平均給料は、平成6年4月時点と比較して約18,500円(約5.5%)減少している。また、平成24年1月から実施した給料表等の制度改正と、時限的な措置としての特例減額を加味すれば、平成6年4月時点と比較して約31,500円(約9.4%)減少している。なお、平成24年1月時点で特例減額の影響を除くと約14,500円(約4.3%)の減少となる。

イ 本市の財政状況と行財政改革の取り組み

本市の財政状況については、長引く景気の低迷による市税の落ち込みなどから厳しい状況が続いている。平成6年度以降の赤字地方債発行累計額については、減税補てん債等が約234億円、臨時財政対策債が約246億円、合計では約480億円の発行額となっている。なお、平成22年度末での赤字地方債の未償還残高は約314億円である。

平成6年度以降、財源不足を補てんするため、赤字地方債の発行や財政調整基金の取り崩しを余儀なくされており、赤字地方債等による財源補てんがなければ、赤字となる厳しい状況である。

平成 23 年度当初予算編成時においても、財政調整基金の取崩しで 48 億円、臨時財政対策債の発行で 37 億円、合計で約 85 億円の財源不足の補てんを余儀なくされるなど、赤字構造が拡大する危機的状況が続いている。こうした状況の中、平成 23 年度からは「行政の維新プロジェクト」のもとで、持続可能な行財政運営を可能とするための財政指標として、平成 26 年度決算における「経常収支比率 95%以下」の達成を目標に、職員数の削減や事務事業の見直し等に取り組むとともに、平成 24 年 1 月以降は職員給料の特例減額 (部長級 12.5%~係員 3%) を実施するなど、あらゆる対応策を講じて対応している。しかしながら、現時点では赤字体質の財政構造そのものを抜本的に改善するまでには至っておらず、本市の行財政改革の取り組みは、その途上にあるものと言わざるを得ない。

ウ物価変動の状況

消費者物価指数の推移は、前回改定した平成6年度と平成22年度(直近)の比較では、全国の指数が100.8から99.6に1.2ポイント下がり、大阪市の指数が103.1から99.8に3.3ポイント下がっているため、こうした状況も考慮した。

3. 改定についての考え方と意見

(1)議員の職責や活動について

「議員」は非常勤の特別職であるが、市長と同じく市民の直接選挙によって選ばれる。市民を代表する自治立法機関である市議会を構成し、吹田市の意思決定を担う重要な職責を担っている。

その活動範囲は、調査活動や政策立案、市長等の執行機関の行政運営の監視を始め、市民生活に最も近い存在として市民と行政をつなぐ役割を期待されるなど、広範かつ多岐にわたっている。

「議長」は、市議会を代表する地位にあって市議会の意思を取りまとめるなど、 一般の議員よりも重い職責を担っている。

「副議長」は議長を補佐し、代理する地位にあることから、議長に次ぐ職責を担っている。

議員制度は代表制民主主義の根幹をなすものであることから、その議員報酬や政 務調査費の額は、議員活動を保障し、優秀な人材を確保する額とする必要がある。 また、議長と副議長、副議長と議員の報酬月額は、その職責の違いを踏まえ、適切 な差を設ける必要がある。

(2) 議員報酬等の改定の方向性について

議員報酬の額については、議員の職務内容や責任の重さを十分に考慮したが、近隣都市や全国の類似都市における議員報酬の額と比較して高い水準となっていることを始め、平成6年から現在までの間に、一般職の給与が引下げられていることや、常用労働者1人平均月間現金給与額の全国平均が平成6年度から平成23年度にかけて11.5%下落していること(厚生労働省「毎月勤労統計調査」より)、本市の財政状況が悪化していること、停滞する日本の社会経済情勢、さらには市民の理解を得られる内容であるか等を総合的に考慮して、議員報酬の水準を引き下げる必要があるとの結論になった。

議員の期末手当については、近隣都市や全国の類似都市との均衡などを考慮すると、支給月数や役職加算相当分の割合が概ね適正な水準にあることから、現行どおり市長等常勤特別職及び一般職の給与の取扱いに準じることが適当であると考える。

政務調査費については、近隣都市や全国の類似都市の水準との比較で40%強かい 離していること等から、大幅に引き下げる必要があるとの結論になった。

(3) 審議会等の報酬について

審議会等の報酬については本審議会の審議事項ではないが、議員が議員の立場で 審議会等に参画する場合は、すでに議員報酬が支給されているので、審議会等の委 員報酬については不支給とすべきであるとの意見が複数の委員から出された。

(4)制度全般のあり方について

今般の諮問が約17年ぶりで、その間の社会経済情勢等の変化が大きかったことなどから、支給水準を中心に審議した。審議の中で各委員から、報酬を月額制とすることの妥当性、非常勤である議員に期末手当を支給することの是非、政務調査費の望ましい使途など、制度全般のあり方について様々な意見が出た。しかし、答申に盛り込むまでには至らなかった。制度全般のあり方については、継続して調査・研究が必要であると考える。2年後に開催予定の審議会において改めて審議してほしい。

以上

吹田市特別職報酬等審議会 委員名簿(平成24年度(2012年度))

(敬称略)

				(似外哈)
		団 体 名	役 職	氏 名
1	学識経験者	和歌山大学 株式会社インターアクトジャパン	理事·副学長 代表取締役	◎帯野 久美子
2	学識経験者	関西大学大学院会計研究科	教授·経済学博士	○宮本 勝浩
3	医師	社団法人吹田市医師会	副会長	川西 克幸
4	弁護士	きっかわ法律事務所		石原 麗央奈
5	税理士	近畿税理士会 吹田支部		高橋 勝彦
6	商工関係 (商工会議所)	マロニー株式会社	代表取締役社長	河内 幸枝
7	商工関係 (商工会議所)	トップ産業株式会社	取締役会長	松岡 繁二
8	市内企業関係	吹田ヤクルト販売株式会社	取締役名誉会長	髙木 久美子
9	自治会関係	吹田市自治会連合協議会	吹二地区自治会連合 協議会 会長	大野 春治
10	自治会関係	吹田市自治会連合協議会	豊二地区連合自治会 会長	亀谷 拓治
11	労働団体関係	連合大阪吹摂地区協議会	事務局長	田中 宏一
12	労働団体関係	吹田地区労働組合連合会	事務局長	丹羽野 和夫
13	女性関係団体	社団法人大阪エイフボランタリー ネットワーク吹田支部 吹田母子会	会長	西岡 昌佐子

◎印…会長

○印…会長職務代理者

吹田市の財政状況等データ(過去10年)

平均年齢		(義)	42.7	42.9	42.3	42.0	42.4	42.8	43.4	43.1	42.1	41.9
平均給料	月額	(田)	342,838	343,646	337,411	333,825	324,980	326,025	333,752	331,674	319,783	315,029
普通公計	職員数	3	2,359	2,422	2,355	2,312	2,223	2,163	2,102	2,168	2,249	2,329
	財政力指数		1.12	1.11	1.06	1.01	0.97	0.97	0.97	0.97	0.98	0.99
	公債費負担	比譽 (%)	10.6	10.4	10.5	10.1	9.1	9.3	8.4	7.0	8.9	6.3
·	経常収支	比率 (%)	97.5	100.9	8.96	102.3	6.66	96.4	96.4	95.2	92.6	95.0
計、発	人件費	歲出総額	25.79%	23.06%	23.18%	22.37%	19.79%	20.25%	18.70%	18.24%	18.26%	18.31%
# 囲 公	人件費	(千円)	26,899,628	26,489,078	25,078,498	23,929,966	22,725,928	21,375,998	21,684,144	22,191,595	22,058,794	22,580,898
	歳出総額	(千円)	104,310,262	114,884,912	108,194,371	106,967,168	114,858,606	105,535,667	115,958,159	121,683,648	120,787,928	123,358,131
	歳入総額	(千円)	105,138,822	115,768,606	109,298,120	107,981,361	116,163,072	108,717,170	117,588,363	122,407,656	123,234,804	127,541,878
住民基本台帳登載人口	<各年度の1月 1日現在>	(3)	348,310	348,233	347,549	349,583	356,986	360,083	362,761	367,068	368,898	370,583
	年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度

用語の説明

経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された 一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補塡債特例分及び臨時財政対策債の合計額 に占める割合。
	この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
公債費負担比率	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。 公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

		職名	条例本則月額(円)	減額後月額(円)	減額率(%)	減額期間	減額の理由
		市長	1,065,000	958.500	▲ 10.0	H27.8.1~H31.4.30	***************************************
		副市長	935.000	841,500	▲ 10.0	H27.8.1~H31.4.30	1
		H	,	•			将来の財政状況を勘案し、行財
		教育長	825,000	742,500	▲ 10.0	H27.8.1~H31.4.30	政改革の一環として行った
1	高槻市	水道事業管理者	825,000	742,500	▲ 10.0	H27.8.1~H31.4.30	
1		常勤監査委員	583,000	524,700	▲ 10.0	H27.8.1~H31.4.30	
		議長					
		副議長					
		議員 市長	1.023.000	818.400	▲ 20.0	H27.9.23~現任期	選挙公約
		副市長	1,020,000	010,400	20.0	1127.0.20 少山工河	
		教育長					
2	枚方市	水道事業管理者					
	12422-12	常勤監査委員 議長	766.000	720.000	▲ 6.0	H24.4.1~当分の間	*^***************************
		副議長	727.000	683.300	▲ 6.0	H24.4.1~当分の間 H24.4.1~当分の間	」議会改革特別委員会において、国 家公務員の給与削減など総合的に
		議員	669,000	628,800	▲ 6.0	H24.4.1~当分の間	判断
		市長	1,010,000	909,000	▲ 10.0	H29.4.1~H31.4.30	市の財政状況により
		副市長	870,000	783,000	▲ 10.0	H29.4.1~H31.4.30	市の財政状況により
		教育長 水道事業管理者	770,000 770,000	693,000 693,000	▲ 10.0 ▲ 10.0	H29.4.1~H31.4.30 H29.4.1~H31.4.30	市の財政状況により
3	八尾市	常勤監査委員	540,000	486,000	▲ 10.0	H29.4.1~H31.4.30	市の財政状況により
		議長	5.5,000	.55,000		1.20.11. 1101.1.00	11-12/11/2017/11/2017
		副議長					
		議員					
		市長 副市長	1,040,000 870,000	936,000 826,500	▲ 10.0 ▲ 5.0	H29.7.1~R3.5.31 H29.7.1~R3.5.31	行財政改革により 行財政改革により
		教育長	810.000	769.500	▲ 5.0	H29.7.1~R3.5.31	行財政改革により
,	松原市	水道事業管理者	0.10,000	700,000		11201711 11010101	11,7130-3-1-0-7
4		常勤監査委員					
		議長					
		副議長 議員					
		市長	1,010,000	909.000	▲ 10.0	H29.4.1~H31.4.30	行財政改革により
		副市長	840,000	756,000	▲ 10.0	H29.4.1~H31.4.30	行財政改革により
		教育長	740,000	666,000	▲ 10.0	H29.4.1~H31.4.30	行財政改革により
5	富田林市	水道事業管理者					
		常勤監査委員 議長					
		副議長					
		議員					
		市長	1,000,000	700,000	▲ 30.0	H28.8.3~R2.8.2	選挙公約
		副市長	830,000	747,000	▲ 10.0	H24.10.1~R2.8.2	市の財政状況により
	河内長野市	教育長水道東業毎理者	730,000	657,000	▲ 10.0	H30.4.1~R2.8.2	市の財政状況により
6		水道事業管理者 常勤監査委員					
		議長					
		副議長					
		議員	000.000	040.500	A 05 0	1100 4 540	+ 0 84 Th/\$ 20 (= 1.1)
		市長 副市長	990,000 850,000	643,500 637.500	▲ 35.0 ▲ 25.0	H30.4~R4.3 H30.4~R4.3	市の財政状況により 市の財政状況により
		<u>副巾長</u> 教育長	750.000	562,500	▲ 25.0 ▲ 25.0	H30.4~R4.3 H30.4~R4.3	市の財政状況により
,	当 和 而士	水道事業管理者	, 30,000	552,000		1100.4 114.0	11- 42 W W W W W W W
7	岸和田市	常勤監査委員					
		議長	660,000	594,000	▲ 10.0	H30.4~H31.4	市の財政状況により
		副議長 議員	630,000	567,000 540,000	▲ 10.0	H30.4~H31.4 H30.4~H31.4	市の財政状況により 市の財政状況により
		市長	600,000 963,000	749,000	▲ 10.0 ▲ 22.2	H30.4~H31.4 H17.1.1~当分の間	市の財政状況により
		副市長	837,000	744,000	▲ 11.1	H17.1.1~当分の間	市の財政状況により
		教育長	747,000	664,000	▲ 11.1	H17.1.1~当分の間	市の財政状況により
8	守口市	水道事業管理者	747,000	664,000	▲ 11.1	H17.1.1~当分の間	市の財政状況により
		常勤監査委員 議長					
		 副議長					
		議員					
-	•						

		市長	960,000	720,000	▲ 25.0	H20.4.1 ~当分の間	財政の健全化により
		副市長	850,000	680,000	▲ 20.0	H20.4.1 ~当分の間	財政の健全化により
		教育長	750,000	637,500	▲ 15.0	H20.4.1 ~当分の間	財政の健全化により
9	明古士	水道事業管理者	750,000	637,500	▲ 15.0	H20.4.1 ~当分の間	財政の健全化により
9	門真市	常勤監査委員					
		議長	740,000	666,000	▲ 10.0	H21.4.1 ~当分の間	議会としての行財政改革により
		副議長	705,000	634,500	▲ 10.0		議会としての行財政改革により
		議員	660,000	594,000	▲ 10.0	H21.4.1 ~当分の間	議会としての行財政改革により
		市長	940,000	893,000	▲ 5.0	H28.4.1~H31.4.30	財政の健全化により
		副市長	820,000	779,000	▲ 5.0	H28.4.1~H31.4.30	財政の健全化により
		教育長	730,000	693,500	▲ 5.0	H28.4.1~H31.4.30	財政の健全化により
10	藤井寺市	水道事業管理者	730,000	693,500	▲ 5.0	H28.4.1~H31.4.30	財政の健全化により
10	ווידי ולאמ	常勤監査委員					
		議長	610,000	580,000	▲ 4.9	H20.10.1~未定	財政の健全化により
		副議長	570,000	540,000	▲ 5.3	H20.10.1~未定	財政の健全化により
		議員	550,000	520,000	▲ 5.5	H20.10.1~未定	財政の健全化により
		市長	920,000	644,000	▲ 30.0	H29.5.23~R3.1.9	市の事業の財源とするため
		副市長					
		教育長				~	
11	四条畷市	水道事業管理者				~	
		常勤監査委員				~	
		議長				~	
		副議長				~	
		議員					N //
		市長	900,000	810,000	▲ 10.0	H30.10.1~H31.4.26	選挙公約
		副市長	760,000	684,000	▲ 10.0	H30.10.1~H31.4.26	選挙公約
		教育長	700,000	630,000	▲ 10.0	H30.10.1~H31.4.26	選挙公約
12	大阪狭山市	水道事業管理者				~	
-		常勤監査委員				~	
		議長				~	
		副議長				~	
		議員	000.000	710,000	A 00 0	1100 1 10 - 100 1 10	 望
		市長	890,000	712,000	▲ 20.0	H29.1.13~R3.1.12	選挙公約
		副市長	790,000	632,000	▲ 20.0	H29.4.1~R3.1.12	選挙公約
		教育長	700,000	630,000	▲ 10.0	H31.4.1~R3.1.12	選挙公約
13	泉大津市	水道事業管理者 常勤監査委員				~	
		議長				~	
		副議長				~	
		議員				~	
		市長	860,000	516,000	4 0.0	H23.6.1~R2.3.31	選挙公約
		副市長	740,000	481,000	▲ 35.0	H23.6.1~R2.3.31	選挙公約
		教育長	660,000	462.000	▲ 30.0	H23.6.1~R2.3.31	選挙公約
	+ // m-+	水道事業管理者	640.000	448.000	▲ 30.0	H23.6.1~R2.3.31	選挙公約
14	泉佐野市	常勤監査委員		,			
		議長	620,000	558,000	▲ 10.0	H27.4.1~R2.3.31	市の財政状況により
		副議長	580,000	522,000	▲ 10.0	H27.4.1~R2.3.31	市の財政状況により
		議員	550,000	495,000	▲ 10.0	H27.4.1~R2.3.31	市の財政状況により
		市長	850,000	722,500	▲ 15.0	H29.4.1~R3.3.31	市の財政状況により
		副市長	720,000	655,200	▲ 9.0	H29.4.1~R3.3.31	市の財政状況により
		教育長	650,000	617,500	▲ 5.0	H29.4.1~R3.3.31	市の財政状況により
15	泉南市	水道事業管理者					
13		常勤監査委員					
		議長					
		副議長					
		議員					
		市長	850,000	663,000	▲ 22.0	H31.1.1 ~R2.11.11	選挙公約、市の財政状況
		副市長	720,000	658,800	▲ 8.5	H31.1.1 ~R2.11.11	市の財政状況により
		教育長	650,000	594,750	▲ 8.5	H31.1.1 ~R2.11.11	市の財政状況により
16	阪南市	水道事業管理者					
	1	常勤監査委員	E00.000	E00 F00	A F 0	1101 A 1 DO 0 00	士の母が供知った!!
		議長	530,000 480.000	503,500	▲ 5.0	H31.4.1 ~R3.9.30	市の財政状況により
		副議長	480,000	456,000	▲ 5.0	H31.4.1 ~R3.9.30	市の財政状況により
		議員 市長	840,000	437,000 672,000	▲ 5.0 ▲ 20.0	H31.4.1 ~R3.9.30 H29.7~任期中	市の財政状況により
		副市長	745,000	596,000	▲ 20.0 ▲ 20.0	H29.7~任期中 H29.7~市長任期中	市の財政状況により
		教育長	670,000	536,000	▲ 20.0	H29.7~市長任期中 H29.7~市長任期中	市の財政状況により
		水道事業管理者	070,000	330,000	20.0	1123.7 111及任刑中	コンシストストストスト
17	柏原市	常勤監査委員					
		議長					
		副議長					
		議員					
		市長	742,500	705,375	▲ 5.0	H31.4.1~R3.3.31	 財源確保
		副市長	700,000	665,000	▲ 5.0	H31.4.1~R3.3.31	財源確保
		教育長	616,000	585,200	▲ 5.0	H31.4.1~R3.3.31	財源確保
		水道事業管理者	616,000	585,200	▲ 5.0	H31.4.1~R3.3.31	財源確保
18	交野市	常勤監査委員	510,000	300,200	_ 5.5		S. S. Mills Life Ind.
		議長					
		副議長					
		議員					
		n== / >					